

琴浦町告示第93号

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から令和7年9月24日付鳥農機構第289号で申請のあった農用地利用集積等促進計画を令和7年9月30日認可したので、同条第7項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年9月30日

琴浦町長 福本 まり子



※ 公告には、農用地利用集積等促進計画の他、以下の書類を添付する。

区分	添付する書類の名称
賃貸借・使用貸借	農用地利用集積等促進計画に係る条件等
売買	1 共通事項（地権者から機構への所有権移転関係） 2 共通事項（機構から耕作者への所有権移転関係）

農用地利用集積等促進計画

農地 番号	土地の表示				登記 地目	現況 地目	内容	登記面積 (m ²)	取扱面積 (m ²)	農振 の区分	地権者が機構に設定する権利				機構が耕作者に設定する権利				借受経営体の 名称	〒番号	住所	経営体 の区分 (注2)	経営体 の機構 利用の 有無	添付書 類省略 の区分 (注3)	契約の状況			地域計画 の地区	契約 区分 (注4)	備考		
	市町村	大字	字	地番							始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	新規	更新	付替									
1	琴浦町	別所	笹尾西峯	1047-1	畠	畠	普通畠	3,702	1,560	青	R7.10.1	R10.9.30	3年0ヶ月	6,410	10,000	R7.10.1	R10.9.30	3年0ヶ月	6,410	10,000	大黒 秀次	689-2501	鳥取県東伯郡琴浦町大字赤崎1150番地4		有	○	○			赤崎	①	
2	琴浦町	杉下	八橋野	455-157	畠	畠	普通畠	3,106	3,106	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	8,000	24,848	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	8,000	24,848	青亀 農	689-2313	鳥取県東伯郡琴浦町大字杉下455番地357	①		○	○			下郷	①	
3	琴浦町	杉下	八橋野	455-176	畠	畠	普通畠	4,282	2,000	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	8,000	16,000	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	8,000	16,000	青亀 農	689-2313	鳥取県東伯郡琴浦町大字杉下455番地357	①		○	○			下郷	①	
4	琴浦町	楓下	小高野	876-1	畠	畠	普通畠	4,657	4,657	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	4,000	18,628	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	4,000	18,628	上田 公蓮	689-2315	鳥取県東伯郡琴浦町大字上伊勢92番地		有	○	○			浦安	①	
5	琴浦町	楓下	小高野	2718	畠	畠	普通畠	3,223	3,223	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月		収穫時1束5円	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月		収穫時1束5円	生田 道明	689-2305	鳥取県東伯郡琴浦町大字楓下673番地			○	○			浦安	①	
6	琴浦町	楓下	東西山	2022	畠	畠	普通畠	4,560	4,560	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月		収穫時1束5円	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月		収穫時1束5円	生田 道明	689-2305	鳥取県東伯郡琴浦町大字楓下673番地			○	○			浦安	①	
7	琴浦町	楓下	宮尻	2315	畠	畠	普通畠	3,561	3,561	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	28,488	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	28,488	大家 利恵子	689-2223	鳥取県東伯郡北栄町大谷1470番地			○	○			浦安	①	
8	琴浦町	中尾	上伊勢野開	1110	田	田	普通畠	1,555	1,555	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月		出荷時1束10円	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月		出荷時1束10円	山本 健介	689-2311	鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾270番地			○	○			浦安	①	
9	琴浦町	中尾	上伊勢野開	1111	田	田	普通畠	920	920	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月		出荷時1束10円	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月		出荷時1束10円	山本 健介	689-2311	鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾270番地			○	○			浦安	①	
10	琴浦町	法万	古屋敷	581-1	田	田	水稻	1,252	1,252	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	3,000	3,756	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	3,000	3,756	横山 洋志	689-2331	鳥取県東伯郡琴浦町大字杉地359番地1		有	○	○			古布庄	①	
11	琴浦町	楓下	木瓜原谷	2437-1	畠	畠	普通畠	1,407	1,407	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月		出荷時1束5円	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月		出荷時1束5円	高見 啓子	689-2305	鳥取県東伯郡琴浦町大字楓下937番地5	①		○	○			浦安	①	
12	琴浦町	楓下	木瓜原谷	2437-2	畠	畠	普通畠	17	17	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月		出荷時1束5円	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月		出荷時1束5円	高見 啓子	689-2305	鳥取県東伯郡琴浦町大字楓下937番地5	①		○	○			浦安	①	
13	琴浦町	楓下	水溜	833-4	畠	畠	普通畠	2,975	2,975	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月		出荷時1束5円	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月		出荷時1束5円	高見 啓子	689-2305	鳥取県東伯郡琴浦町大字楓下937番地5	①		○	○			浦安	①	
14	琴浦町	楓下	大高野	2680	畠	畠	普通畠	1,188	1,188	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	9,504	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	9,504	盛山 裕一	689-2305	鳥取県東伯郡琴浦町大字楓下687番地	①	有	○	○			浦安	①	
15	琴浦町	金屋	大高谷	22-372	畠	畠	普通畠	2,932	2,932	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	23,456	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	23,456	盛山 裕一	689-2305	鳥取県東伯郡琴浦町大字楓下687番地	①	有	○	○			浦安	①	
16	琴浦町	楓下	駕籠据場	2553-1	畠	畠	普通畠	2,275	2,275	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	18,200	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	18,200	盛山 裕一	689-2305	鳥取県東伯郡琴浦町大字楓下687番地	①	有	○	○			浦安	①	
17	琴浦町	楓下	駕籠据場	2553-2	畠	畠	普通畠	315	315	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	2,520	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	2,520	盛山 裕一	689-2305	鳥取県東伯郡琴浦町大字楓下687番地	①	有	○	○			浦安	①	
18	琴浦町	法万	大畠	1165	畠	畠	飼料畠	2,825	2,825	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	3,000	8,475	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	3,000	8,475	川本 和昭	689-2325	鳥取県東伯郡琴浦町大字法万798番地	①	有	○	○			古布庄	①	
19	琴浦町	八橋	荒畠	2877-6	畠	畠	飼料畠	3,821	3,821	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	5,000	19,105	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	5,000	19,105	別所 昌治	689-2301	鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋3465番地79	①	有	○	○			八橋	①	
20	琴浦町	八橋	荒畠	2877-5	畠	畠	飼料畠	4,551	4,551	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	5,493	25,000	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	5,493	25,000	別所 昌治	689-2301	鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋3465番地79	①	有	○	○			八橋	①	
21	琴浦町	八橋	瀧ヶ谷頭	3456-13	畠	畠	飼料畠	27,071	4,000	青	R7.10.1	R13.3.31	5年6ヶ月	4,584	18,338	R7.10.1	R13.3.31	5年6ヶ月	4,584	18,338	別所 昌治	689-2301	鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋3465番地79	①	有	○	○			八橋	①	
22</																																

農用地利用集積等促進計画

農地 番号	土地の表示				登記 地目	現況 地目	内容	登記面積 (m ²)	取扱面積 (m ²)	農振 の区分	地権者が機構に設定する権利				機構が耕作者に設定する権利				借受経営体の 名称	〒番号	住所	経営体 の区分 (注2)	経営体 の機構 利用の 有無	添付書 類省略 の区分 (注3)	契約の状況			地域計画 の地区	契約 区分 (注4)	備考		
	市町村	大字	字	地番							始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	新規	更新	付替									
25	琴浦町	森藤	出合谷	1092	畠	畠	飼料畠	5,514	5,514	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	6,000	33,084	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	6,000	33,084	河本 道広	689-2321	鳥取県東伯郡琴浦町大字 森藤320番地	①	有	○	○			下郷	①	
26	琴浦町	森藤	出合谷	1091	畠	畠	飼料畠	1,173	1,173	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	6,000	7,038	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	6,000	7,038	河本 道広	689-2321	鳥取県東伯郡琴浦町大字 森藤320番地	①	有	○	○			下郷	①	
27	琴浦町	竹内	上高野	863-3	畠	畠	飼料畠	12,003	7,234	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	5,000	36,170	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	5,000	36,170	Kurumi&Mfar 株式会社	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字 大父1251番地1	①	有	○	○			以西	①	
28	琴浦町	竹内	上高野	863-9	畠	畠	飼料畠	766	766	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	5,000	3,830	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	5,000	3,830	Kurumi&Mfar 株式会社	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字 大父1251番地1	①	有	○	○			以西	①	
29	琴浦町	別所	ソト林	738-4	畠	畠	飼料畠	8,049	5,000	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	5,000	25,000	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	5,000	25,000	Kurumi&Mfar 株式会社	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字 大父1251番地1	①	有	○	○			赤崎	①	
30	琴浦町	竹内	西中	1056-1	田	田	飼料畠	1,530	1,530	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	12,240	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	12,240	Kurumi&Mfar 株式会社	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字 大父1251番地1	①	有	○	○			以西	①	
31	琴浦町	竹内	西中	1057-1	田	田	飼料畠	1,150	1,150	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	9,200	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	9,200	Kurumi&Mfar 株式会社	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字 大父1251番地1	①	有	○	○			以西	①	
32	琴浦町	竹内	西中	1058-1	田	田	飼料畠	903	903	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	7,224	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	7,224	Kurumi&Mfar 株式会社	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字 大父1251番地1	①	有	○	○			以西	①	
33	琴浦町	西宮	土居ノ上	163	田	田	飼料畠	1,600	1,600	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	12,800	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	12,800	Kurumi&Mfar 株式会社	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字 大父1251番地1	①	有	○	○			成美	①	
34	琴浦町	西宮	左衛門五郎	456-1	田	田	飼料畠	1,596	1,596	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	12,768	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	12,768	Kurumi&Mfar 株式会社	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字 大父1251番地1	①	有	○	○			成美	①	
35	琴浦町	西宮	左衛門五郎	457	田	田	飼料畠	663	663	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	5,304	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	5,304	Kurumi&Mfar 株式会社	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字 大父1251番地1	①	有	○	○			成美	①	
36	琴浦町	西宮	坂ノ下	483	田	田	飼料畠	1,988	1,988	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	15,904	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	15,904	Kurumi&Mfar 株式会社	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字 大父1251番地1	①	有	○	○			成美	①	
37	琴浦町	西宮	坂ノ下	484	田	田	飼料畠	1,920	1,920	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	15,360	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	15,360	Kurumi&Mfar 株式会社	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字 大父1251番地1	①	有	○	○			成美	①	
38	琴浦町	西宮	坂ノ下	485-2	田	田	飼料畠	611	611	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	4,888	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	4,888	Kurumi&Mfar 株式会社	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字 大父1251番地1	①	有	○	○			成美	①	
39	琴浦町	西宮	北田	555	田	田	飼料畠	1,013	1,013	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	8,104	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	8,104	Kurumi&Mfar 株式会社	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字 大父1251番地1	①	有	○	○			成美	①	
40	琴浦町	竹内	森ノ中	65	田	田	飼料畠	2,210	2,210	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	17,680	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	17,680	小椋 剛	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字 大父819番地	①	有	○	○			以西	①	
41	琴浦町	西宮	今在家	134-1	田	田	飼料畠	50	50	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	400	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	400	小椋 剛	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字 大父819番地	①	有	○	○			成美	①	
42	琴浦町	西宮	今在家	134-2	田	田	飼料畠	364	364	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	2,912	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	2,912	小椋 剛	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字 大父819番地	①	有	○	○			成美	①	
43	琴浦町	西宮	今在家	134-3	田	田	飼料畠	1,781	1,781	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	14,248	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	14,248	小椋 剛	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字 大父819番地	①	有	○	○			成美	①	
44	琴浦町	西宮	今在家	134-4	田	田	飼料畠	947	947	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	7,576	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	7,576	小椋 剛	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字 大父819番地	①	有	○	○			成美	①	
45	琴浦町	西宮	今在家	135-1	田	田	飼料畠	2,842	2,842	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	8,000	22,736	R7.																

農用地利用集積等促進計画

農地 番号	土地の表示				登記 地目	現況 地目	内容	登記面積 (m ²)	取扱面積 (m ²)	農振 の区分	地権者が機構に設定する権利				機構が耕作者に設定する権利				借受経営体の 名称	〒番号	住所	経営体 の区分 (注2)	経営体 の機構 利用の 有無	添付書 類省略 の区分 (注3)	契約の状況			地域計画 の地区	契約 区分 (注4)	備考		
	市町村	大字	字	地番							始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	新規	更新	付替									
49	琴浦町	竹内	中田	273	田	田	飼料畑	1,472	1,472	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	4,611	6,788	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	4,611	6,788	小椋 剛	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字 大父819番地	①	有	○	○			以西	①	
50	琴浦町	竹内	堂ノ上	344	田	田	飼料畑	1,903	1,903	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	4,611	8,775	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	4,611	8,775	小椋 剛	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字 大父819番地	①	有	○	○			以西	①	
51	琴浦町	竹内	森ノ中	57	田	田	飼料畑	1,142	1,142	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	4,611	5,266	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	4,611	5,266	小椋 �剛	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字 大父819番地	①	有	○	○			以西	①	
52	琴浦町	竹内	森ノ中	58	田	田	飼料畑	1,878	1,878	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	4,611	8,660	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	4,611	8,660	小椋 剛	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字 大父819番地	①	有	○	○			以西	①	
53	琴浦町	竹内	西上	1069	田	田	飼料畑	2,203	2,203	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	4,611	10,159	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	4,611	10,159	小椋 剛	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字 大父819番地	①	有	○	○			以西	①	
54	琴浦町	竹内	中	1101	田	田	飼料畑	2,245	2,245	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	4,611	10,352	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	4,611	10,352	小椋 剛	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字 大父819番地	①	有	○	○			以西	①	
55	琴浦町	八橋	細見谷頭	3577	畠	畠	飼料畑	5,075	5,075	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	別所 昌治	689-2301	鳥取県東伯郡琴浦町大字 八橋3465番地79	①	有	○	○			八橋	①	
56	琴浦町	杉下	松井道ノ上	375-2	畠	畠	普通畑	881	881	青	R7.10.1	R15.9.30	8年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R15.9.30	8年0ヶ月	0	0	手嶋 一夫	689-2313	鳥取県東伯郡琴浦町大字 杉下310番地			○	○			下郷	①	
57	琴浦町	杉下	松井道ノ上	587-1	畠	畠	普通畑	1,133	1,133	青	R7.10.1	R15.9.30	8年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R15.9.30	8年0ヶ月	0	0	手嶋 一夫	689-2313	鳥取県東伯郡琴浦町大字 杉下310番地			○	○			下郷	①	
58	琴浦町	赤崎	地蔵面頭	799	畠	畠	普通畑	5,612	5,612	青	R7.10.1	R10.9.30	3年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R10.9.30	3年0ヶ月	0	0	大黒 秀次	689-2501	鳥取県東伯郡琴浦町大字 赤崎1150番地4		有	○	○			赤崎	①	
59	琴浦町	森藤	八橋野ノ内高ツハ	342-1①	畠	畠	普通畑	7,785	3,585	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	小前 茂雄	689-2313	鳥取県東伯郡琴浦町大字 杉下455番地8	①	有	○	○			下郷	①	
60	琴浦町	杉下	八橋野	455-158	畠	畠	普通畑	243	243	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	小前 茂雄	689-2313	鳥取県東伯郡琴浦町大字 杉下455番地8	①	有	○	○			下郷	①	
61	琴浦町	杉下	八橋野	455-174①	畠	畠	普通畑	3,819	2,819	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	小前 茂雄	689-2313	鳥取県東伯郡琴浦町大字 杉下455番地8	①	有	○	○			下郷	①	
62	琴浦町	杉下	八橋野	455-239	畠	畠	普通畑	670	670	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	小前 茂雄	689-2313	鳥取県東伯郡琴浦町大字 杉下455番地8	①	有	○	○			下郷	①	
63	琴浦町	楓下	木瓜原谷	2445-1	畠	畠	普通畑	3,433	3,433	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	山脇 篤志	689-2223	鳥取県東伯郡北栄町大谷 1616番地1	①	有	○	○			浦安	①	
64	琴浦町	勝田	上内林	329-1	畠	畠	普通畑	1,162	1,162	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	松田 宏	689-2511	鳥取県東伯郡琴浦町大字 出上59番地	①	有	○	○			成美	①	
65	琴浦町	八橋	中嶋田	3312	田	田	普通畑	2,136	2,136	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	信組 信幸	689-2352	鳥取県東伯郡琴浦町大字 浦安489番地2豊田アバート		有	○	○			八橋	①	
66	琴浦町	逢束	下道丸欠	1150-2	畠	畠	普通畑	372	372	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	横山 国勝	689-2325	鳥取県東伯郡琴浦町大字 法万346番地1	①		○	○			浦安	①	
67	琴浦町	逢束	下道丸欠	1150-1	畠	畠	普通畑	428	428	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	横山 国勝	689-2325	鳥取県東伯郡琴浦町大字 法万346番地1	①		○	○			浦安	①	
68	琴浦町	逢束	上大松山	916-2	畠	畠	普通畑	292	292	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	横山 国勝	689-2325	鳥取県東伯郡琴浦町大字 法万346番地1	①		○	○			浦安	①	
69	琴浦町	逢束	上大松山	917	畠	畠	普通畑	681	681	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	横山 国勝	689-2325	鳥取県東伯郡琴浦町大字 法万346番地1	①		○	○			浦安	①	
70	琴浦町	逢束	上大松山	918	畠	畠	普通畑	1,026	1,026	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	横山 国勝											

農用地利用集積等促進計画

農地 番号	土地の表示				登記 地目	現況 地目	内容	登記面積 (m ²)	取扱面積 (m ²)	農振 の区分	地権者が機構に設定する権利				機構が耕作者に設定する権利				借受経営体の 名称	〒番号	住所	経営体 の区分 (注2)	経営体 の機構 利用の 有無	添付書 類省略 の区分 (注3)	契約の状況			地域計画 の地区	契約 区分 (注4)	備考		
	市町村	大字	字	地番							始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	新規	更新	付替									
73	琴浦町	金屋	藪ノ下タ	563	田	田	普通畠	1,128	1,128	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	山本 健介	689-2311	鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾270番地			○	○			浦安	①	
74	琴浦町	金屋	藪ノ下タ	564	田	田	普通畠	379	379	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	山本 健介	689-2311	鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾270番地			○	○			浦安	①	
75	琴浦町	金屋	藪ノ下タ	565	田	田	普通畠	194	194	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	山本 健介	689-2311	鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾270番地			○	○			浦安	①	
76	琴浦町	金屋	藪ノ下タ	566	田	田	普通畠	33	33	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	山本 健介	689-2311	鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾270番地			○	○			浦安	①	
77	琴浦町	八橋	分ヶ谷頭	3468-140	畠	畠	飼料畠	1,791	1,791	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	Kurumi&Mfar 株式会社	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字大父1251番地1	①	有	○	○			八橋	①	
78	琴浦町	西宮	妻ノ神	585	田	田	飼料畠	1,273	1,273	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	Kurumi&Mfar 株式会社	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字大父1251番地1	①	有	○	○			成美	①	
79	琴浦町	西宮	大道ノ西 駄道ノ下	712-8	畠	畠	普通畠	865	865	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	財賀 靖洋	689-2531	鳥取県東伯郡琴浦町大字佐崎33番地	①	有	○	○			成美	①	
80	琴浦町	勝田	大道ノ西	398-5	畠	畠	普通畠	651	651	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	財賀 靖洋	689-2531	鳥取県東伯郡琴浦町大字佐崎33番地	①	有	○	○			成美	①	
81	琴浦町	勝田	大道ノ西	398-9	畠	畠	普通畠	128	128	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	財賀 靖洋	689-2531	鳥取県東伯郡琴浦町大字佐崎33番地	①	有	○	○			成美	①	
82	琴浦町	赤崎	横道	2298	畠	畠	普通畠	990	990	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	財賀 靖洋	689-2531	鳥取県東伯郡琴浦町大字佐崎33番地	①	有	○	○			赤崎	①	
83	琴浦町	八幡	清元田	1131	田	田	普通畠	1,825	1,825	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	財賀 靖洋	689-2531	鳥取県東伯郡琴浦町大字佐崎33番地	①	有	○	○			安田	①	
84	琴浦町	八幡	清元田	1134	田	田	普通畠	2,987	2,987	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	財賀 靖洋	689-2531	鳥取県東伯郡琴浦町大字佐崎33番地	①	有	○	○			安田	①	
85	琴浦町	八幡	清元田	1135	田	田	普通畠	2,244	2,244	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	財賀 靖洋	689-2531	鳥取県東伯郡琴浦町大字佐崎33番地	①	有	○	○			安田	①	
86	琴浦町	赤崎	地蔵免	1827-1	畠	畠	普通畠	2,496	2,496	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	財賀 靖洋	689-2531	鳥取県東伯郡琴浦町大字佐崎33番地	①	有	○	○			赤崎	①	
87	琴浦町	赤崎	西高野東	629-1	畠	畠	普通畠	1,177	1,177	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	財賀 靖洋	689-2531	鳥取県東伯郡琴浦町大字佐崎33番地	①	有	○	○			赤崎	①	
88	琴浦町	赤崎	西高野西	634	畠	畠	普通畠	2,079	2,079	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	財賀 靖洋	689-2531	鳥取県東伯郡琴浦町大字佐崎33番地	①	有	○	○			赤崎	①	
89	琴浦町	赤崎	西高野東	632-1	畠	畠	普通畠	1,548	1,089	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	財賀 靖洋	689-2531	鳥取県東伯郡琴浦町大字佐崎33番地	①	有	○	○			赤崎	①	
90	琴浦町	赤崎	東高野東	2302-1	畠	畠	普通畠	943	943	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	財賀 靖洋	689-2531	鳥取県東伯郡琴浦町大字佐崎33番地	①	有	○	○			赤崎	①	
91	琴浦町	赤崎	狐塚野	1919-53	畠	畠	普通畠	2,528	2,528	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	財賀 靖洋	689-2531	鳥取県東伯郡琴浦町大字佐崎33番地	①	有	○	○			赤崎	①	
92	琴浦町	勝田	屋敷田	40-1	田	田	普通畠	3,850	3,850	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	財賀 靖洋	689-2531	鳥取県東伯郡琴浦町大字佐崎33番地	①	有	○	○			成美	①	
93	琴浦町	勝田	大石駄道 ノ下	79-8	田	田	普通畠	2,041	2,041	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	財賀 靖洋	689-2531	鳥取県東伯郡琴浦町大字佐崎33番地	①	有	○	○			成美	①	
94	琴浦町	勝田	乳母谷頭	392-2	畠	畠	普通畠	706	300	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	財賀 靖洋	689-2531	鳥取県東伯郡琴浦町大字佐崎33番地	①	有	○	○			成美	①	
95	琴浦町	勝田	乳母谷頭	392-10																												

農用地利用集積等促進計画

農地 番号	土地の表示				登記 地目	現況 地目	内容	登記面積 (m ²)	取扱面積 (m ²)	農振 の区分	地権者が機構に設定する権利				機構が耕作者に設定する権利				借受経営体の 名称	〒番号	住所	経営体 の区分 (注2)	経営体 の機構 利用の 有無	添付書 類省略 の区分 (注3)	契約の状況			地域計画 の地区	契約 区分 (注4)	備考	
	市町村	大字	字	地番							始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	新規	更新	付替								
97	琴浦町	勝田	乳母谷頭	393-1	畠	畠	普通畠	1,286	600	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	財賀 靖洋	689-2531	鳥取県東伯郡琴浦町大字佐崎33番地	①	有	○	○		成美	①	
98	琴浦町	勝田	大道ノ西	409-3	畠	畠	普通畠	540	540	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	財賀 靖洋	689-2531	鳥取県東伯郡琴浦町大字佐崎33番地	①	有	○	○		成美	①	
99	琴浦町	赤崎	西高野東	629-2	畠	畠	普通畠	642	642	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	財賀 靖洋	689-2531	鳥取県東伯郡琴浦町大字佐崎33番地	①	有	○	○		赤崎	①	
100	琴浦町	竹内	高野	819-64	畠	畠	飼料畠	228	228	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	小椋 剛	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字大父819番地	①	有	○	○		以西	①	
101	琴浦町	宮木	勝駒谷	1-13	原野	畠	飼料畠	585	585	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	小椋 剛	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字大父819番地	①	有	○	○		以西	①	
102	琴浦町	宮木	勝駒谷	1-14	畠	畠	飼料畠	505	505	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	小椋 剛	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字大父819番地	①	有	○	○		以西	①	
103	琴浦町	竹内	高野	819-56	原野	畠	飼料畠	406	406	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	小椋 剛	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字大父819番地	①	有	○	○		以西	①	
104	琴浦町	竹内	高野	819-57	原野	畠	飼料畠	376	376	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	小椋 �剛	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字大父819番地	①	有	○	○		以西	①	
105	琴浦町	竹内	高野	819-59	畠	畠	飼料畠	243	243	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	小椋 剛	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字大父819番地	①	有	○	○		以西	①	
106	琴浦町	竹内	高野	819-60	畠	畠	飼料畠	168	168	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	小椋 剛	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字大父819番地	①	有	○	○		以西	①	
107	琴浦町	竹内	高野	819-61	原野	畠	飼料畠	247	247	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	小椋 剛	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字大父819番地	①	有	○	○		以西	①	
108	琴浦町	竹内	高野	819-62	畠	畠	飼料畠	287	287	青	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	小椋 剛	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字大父819番地	①	有	○	○		以西	①	
109	琴浦町	竹内	上狼落シ	857-35	山林	畠	飼料畠	376	376	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	小椋 剛	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字大父819番地	①	有	○	○		以西	①	
110	琴浦町	大父	瀧ノ前	584-1	田	田	飼料畠	702	702	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	小椋 剛	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字大父819番地	①	有	○	○		以西	①	
111	琴浦町	大父	瀧ノ前	584-3	田	田	飼料畠	0.59	0.59	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	小椋 剛	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字大父819番地	①	有	○	○		以西	①	
112	琴浦町	大父	瀧ノ前	584-4	田	田	飼料畠	14	14	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	小椋 剛	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字大父819番地	①	有	○	○		以西	①	
113	琴浦町	大父	西平田ヶ平ル	1265-1	田	田	飼料畠	1,000	1,000	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	小椋 剛	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字大父819番地	①	有	○	○		以西	①	
114	琴浦町	大父	西平田ヶ平ル	1265-2	田	田	飼料畠	1,161	1,161	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	小椋 剛	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字大父819番地	①	有	○	○		以西	①	
115	琴浦町	大父	東谷	825-1	畠	畠	飼料畠	231	231	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	小椋 剛	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字大父819番地	①	有	○	○		以西	①	
116	琴浦町	大父	三ノ谷	1025-4	畠	畠	飼料畠	297	297	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	小椋 剛	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字大父819番地	①	有	○	○		以西	①	
117	琴浦町	大父	三ノ谷	1025-34	畠	畠	飼料畠	198	198	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	小椋 剛	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字大父819番地	①	有	○	○		以西	①	
118	琴浦町	大父	三ノ谷	1025-35	畠	畠	飼料畠	257	257	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	小椋 剛	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字大父819番地	①	有	○	○		以西	①	
119	琴浦町	大父	三ノ谷	1025-50	原野	畠	飼料畠	624	624	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0</																	

農用地利用集積等促進計画

農地 番号	土地の表示				登記 地目	現況 地目	内容	登記面積 (m ²)	取扱面積 (m ²)	農振 の区分	地権者が機構に設定する権利				機構が耕作者に設定する権利				借受経営体の 名称	〒番号	住所	経営体 の区分 (注2)	経営体 の機構 利用の 有無	添付書 類省略 の区分 (注3)	契約の状況			地域計画 の地区	契約 区分 (注4)	備考		
	市町村	大字	字	地番							始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	新規	更新	付替									
121	琴浦町	大父	木地ノ上	1148	田	田	飼料畑	774	774	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	小椋 剛	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字大父819番地	①	有	○	○			以西	①	
122	琴浦町	大父	木地ノ上	1149	田	田	飼料畑	1,658	1,658	青	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R17.9.30	10年0ヶ月	0	0	小椋 剛	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字大父819番地	①	有	○	○			以西	①	
123	琴浦町	八橋	白瀧ヶ峯	3469-11	畠	畠		3,880	3,880	青	R7.10.1	R13.3.31	5年6ヶ月	0	0											○			八橋	②		
124	琴浦町	森藤	八橋野ノ内高ヅハ	342-1②	畠	畠		7,785	4,200	青	R7.10.1	R13.3.31	5年6ヶ月	0	0											○			下郷	②		
125	琴浦町	杉下	八橋野	455-174②	畠	畠		3,819	1,000	青	R7.10.1	R13.3.31	5年6ヶ月	0	0											○			下郷	②		
126	琴浦町	西宮	高野	777-44	畠	畠		730	730	青	R7.10.1	R13.3.31	5年6ヶ月	0	0											○			成美	②		
127	琴浦町	西宮	高野	777-45	畠	畠		730	730	青	R7.10.1	R13.3.31	5年6ヶ月	0	0											○			成美	②		
128	琴浦町	八橋	細見谷頭	3457-99②	畠	畠		4,350	2,327	青	R7.10.1	R13.3.31	5年6ヶ月	0	0											○			八橋	②		
129	琴浦町	八橋	細見谷頭	3457-18②	畠	畠		991	470	青	R7.10.1	R13.3.31	5年6ヶ月	0	0											○			八橋	②		
130	琴浦町	赤崎	溝マタゲ	984-1	田	田	普通畑	2,942	2,942	青	R5.10.1	R12.9.30	7年0ヶ月	0	0	R7.10.1	R12.9.30	5年0ヶ月	0	0	定秀 悠介	689-2501	鳥取県東伯郡琴浦町大字赤崎2530番地70	①	有	○	○			赤崎	③	

農用地利用集積等促進計画

農地 番号	土地の表示				登記 地目	現況 地目	内容	登記面積 (m ²)	取扱面積 (m ²)	農振 の 区分	地権者が機構に設定する権利				機構が耕作者に設定する権利				借受経営体の 名称	〒番号	住所	経営体 の区分 (注2)	経営体 の機構 利用の 有無	添付書 類省略 の区分 (注3)	契約の状況			地域計画 の地区	契約 区分 (注4)	備考
	市町村	大字	字	地番							始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	新規	更新	付替							

○注記ごとに該当する記号を記載

注1 ①機構を介して賃料を授受。 ②地権者と耕作者が賃料を直接授受。

注2 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③基本構想水準到達者 ④地域計画に位置付けられた経営体 ⑤今後育成すべき農業者 ⑥その他

注3 市町村で「添付書類(賃借権、使用貸借等)チェックリスト」により確認が行われた場合は【○】。「農用地利用集積等促進計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等(農業経営の状況)」は添付されたものとみなす。

注4 ①貸出借受が同時に行われる場合。 ②機構が地権者から借入れのみを行う場合。 ③既に機構が借入れした農地を貸付ける場合。

農用地利用集積等促進計画（売買関係）

農地番号	農用地等の売渡者(地権者)				土地の表示				登記地目	現況地目	利用目的	登記面積(m ²)	取扱面積(m ²)	農振の区分	地権者から機構へ所有権を移転する内容				機構から耕作者へ所有権を移転する内容				農用地等の買受者(耕作者)				添付書類省略の区分(注1)	地域計画の地区	備考
	氏名又は名称	フリガナ	郵便番号	住所	市町村	大字	字	地番							所有権の移転時期	対価の支払期限	引渡しの時期	対価(円)	所有権の移転時期	対価の支払期限	引渡しの時期	対価(円)	氏名又は名称	郵便番号	住所				
1 家森 有常	ヤモリ アリゾネ 689-2353	鳥取県東伯郡琴浦町大字三保68番地	琴浦町	下大江	中原代	518-1	田	田	飼料畑	866	866	青	R7.9.30	R7.10.1	R7.10.1	280,000	R7.10.24	R7.10.24	R7.10.24	280,000	川本 潤一郎 689-2353	鳥取県東伯郡琴浦町大字三保154番地	① ○	下郷					
2 田中 洋一	タナカ ヨウイチ 689-2353	鳥取県東伯郡琴浦町大字三保142番地4	琴浦町	三保	日和垣	866-1	田	田	飼料畑	2,863	2,863	青	R7.9.30	R7.10.1	R7.10.1	900,000	R7.10.24	R7.10.24	R7.10.24	900,000	川本 潤一郎 689-2353	鳥取県東伯郡琴浦町大字三保154番地	① ○	下郷					
3 田中 洋一	タナカ ヨウイチ 689-2353	鳥取県東伯郡琴浦町大字三保142番地4	琴浦町	下大江	中原代	520	田	田	飼料畑	1,876	1,876	青	R7.9.30	R7.10.1	R7.10.1	550,000	R7.10.24	R7.10.24	R7.10.24	550,000	川本 潤一郎 689-2353	鳥取県東伯郡琴浦町大字三保154番地	① ○	下郷					
4 松本 里香	マツモト リカ 689-2353	鳥取県東伯郡琴浦町大字三保146番地	琴浦町	下大江	中原代	519	田	田	飼料畑	275	275	青	R7.9.30	R7.10.1	R7.10.1	80,000	R7.10.24	R7.10.24	R7.10.24	80,000	川本 潤一郎 689-2353	鳥取県東伯郡琴浦町大字三保154番地	① ○	下郷					
5 高塚 浩	タカラカ ヒロシ 689-2542	鳥取県東伯郡琴浦町大字湯坂81番地	琴浦町	湯坂	地蔵免	203-1	田	田	飼料畑	3,123	3,123	青	R7.9.30	R7.10.1	R7.10.1	1,600,000	R7.10.24	R7.10.24	R7.10.24	1,600,000	秦野 英作 689-2542	鳥取県東伯郡琴浦町大字湯坂37番地	① ○	安田					
6 柏村 貞夫	カシムラ サダオ 689-2311	鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾167番地	琴浦町	中尾	伊勢野	995	畠	畠	飼料畑	1,292	1,292	青	R7.9.30	R7.10.1	R7.10.1	258,400	R7.10.24	R7.10.24	R7.10.24	258,400	池山 晃広 689-2301	鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋562番地21	① ○	浦安					
7 柏村 貞夫	カシムラ サダオ 689-2311	鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾167番地	琴浦町	中尾	伊勢野	994	畠	畠	飼料畑	929	929	青	R7.9.30	R7.10.1	R7.10.1	185,800	R7.10.24	R7.10.24	R7.10.24	185,800	池山 晃広 689-2301	鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋562番地21	① ○	浦安					
8 熊谷 陽子	クマガイ ヨウコ 664-0886	兵庫県伊丹市昆陽東四丁目5番12号	琴浦町	勝田	東大石	175-1	田	田	飼料畑	1,368	1,368	青	R7.9.30	R7.10.1	R7.10.1	130,000	R7.10.24	R7.10.24	R7.10.24	130,000	佐伯 秀雄 689-2512	鳥取県東伯郡琴浦町大字勝田187番地	① ○	成美					

12,592.00 12,592.00

3,984.200

3,984.200

注1 経営体の区分は、①認定農業者、②認定新規就農者、③基本構想水準到達者、④地域計画に位置付けられた経営体、⑤今後育成すべき農業者 で該当する番号を記載。

注2 A 同じ経営体が同じ農地を耕作する場合。 B 法人で経営体制に変更がない場合。 C 農地所有適格法人の場合(新規に借受けを行う場合は除く)。

1 共通事項（地権者から機構への所有権移転関係）

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される権利は、本計画に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 所有権の移転
本計画に記載された土地（以下「当該土地」という。）の所有権は、本計画の公告があり、本計画に記載された所有権移転の時期に移転する。
- (2) 農用地利用集積等促進計画に定められた法律関係の失効
本計画に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払がなされなかったときは、当該土地の所有権に係る本計画に基づく法律関係は失効する。
- (3) 所有権以外の権利の消滅
当該土地に第三者のための担保物件等が設定されているときは、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「乙」という。）に所有権を移転する者（以下「甲」という。）は当該権利を消滅させるとともに、当該権利が登記されている場合は、本計画に記載された所有権移転の時期までにその登記を消滅しなければならない。
- (4) 障害の除去等
 - ア 甲は、当該土地の引渡しの時期までに、土石、地下埋設物、土壤汚染、軟弱地盤等であって農地としての利用に支障を来すもの（以下「障害」という。）を当該土地から除去したうえで乙に引渡す。
 - イ 当該土地の引渡し後においてアの障害が判明したときは、乙は相当な期間を定めて甲に対し障害の除去（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。
 - ウ 甲の行う履行の追完は、乙が指定した方法により行わなければならない。
 - エ 甲が乙の定めた相当の期間内に履行の追完を行わないときは、乙は催告することなくその障害の程度に応じた対価の減額請求、本計画により成立した法律関係の解除及び乙に生じた一切の損害の賠償を請求することができる。
- (5) 境界の明示
甲は、当該土地の引渡しの時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明らかにする。
- (6) 禁止行為
甲は、当該土地の引渡しの時期までに、次に掲げる行為をしてはならない。
 - ア 当該土地に地上権、抵当権、賃借権、その他所有権以外の権利を設定すること。
 - イ 当該土地に構築物を設置すること。
 - ウ 当該土地の形質を変更すること。
- (7) 租税公課の負担
当該土地に係る土地改良区負担金等の経費等は、その所有権移転の時期の属する年度については、甲が負担するものとし、乙は本計画に記載された対価以外一切の債務及び経費等負担は行わない。
- (8) 所有権の移転の登記
本計画による所有権の移転の登記に必要となる甲に関する証明書等については、甲の費用負担により甲は乙に提出しなければならない。
- (9) 債務不履行による法律関係の解除
 - ア 乙は、甲が本計画に基づく義務を履行しないときは、本計画によって成立した法律関係を解除することができる。
 - イ 乙は、アにより法律関係を解除したときは、甲に対して損害賠償金の支払を請求することができる。
- (10) 土地の滅失等
本計画の公告後、当該土地の引渡しの時期までの間に、天災その他、甲及び乙の責に帰すべからざる事由により当該土地の全部又は一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合は、乙は本計画により成立する法律関係を解除することができる。
- (11) その他
本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議する。

2 共通事項 (機構から耕作者への所有権移転関係)

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される権利は、本計画に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 所有権の移転
本計画に記載された土地（以下「当該土地」という。）の所有権は、本計画の公告があり、本計画に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払を完了したときは、その所有権移転の時期に移転する。
- (2) 農用地利用集積等促進計画に定められた法律関係の失効
本計画に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払がなされなかったときは、当該土地の所有権に係る本計画に基づく法律関係は失効する。
- (3) 対価の増減額請求
公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「甲」という。）から所有権の移転を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地の本計画に記載された面積と実測面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、対価の増減を請求しない。
- (4) 租税公課の負担
当該土地に係る土地改良区負担金等の経費等は、乙が負担する。
- (5) 所有権の移転の登記
本計画による所有権の移転の登記に必要となる乙に関する証明書等については、乙の費用負担により乙は甲に提出しなければならない。
- (6) 債務不履行による法律関係の解除
 - ア 甲は、乙が本計画に基づく義務を履行しないときは、本計画によって成立した法律関係を解除することができる。
 - イ 甲は、アにより法律関係を解除したときは、乙に対して損害賠償金の支払を請求することができる。
- (7) 土地の滅失等
本計画の公告後、当該土地の引渡しの時期までの間に、天災その他、甲及び乙の責に帰すべからざる事由により当該土地の全部又は一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合は、甲は本計画により成立する法律関係を解除することができる。
- (8) 買戻特約
乙が当該土地に設定する所有権移転の時期から5年を経過するまでの間において耕作をしないと認められる場合、甲は当該土地の買戻しをすることができる。
- (9) その他
本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議する。

○農用地利用集積等促進計画に係る条件等

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、農用地利用集積等促進計画に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 貸借権の設定等の条件

公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「乙」という。）による貸借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「貸借権の設定等」という。）は、貸借権の設定等を受ける者（以下「丙」という。）が当該貸借の設定等を受けた土地（以下「当該土地」という。）について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

- ア 当該土地を丙が適正に利用していないと乙が認めたとき。
- イ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）（以下「法」という。）第21条第1項の規定による報告を丙がしないとき。
- ウ （8）イに該当する違反があったとき。

(2) 借賃の支払

ア 乙を介した借賃授受の場合、丙は乙の指定する期日までに乙の指定する口座に1年間分の借賃を支払い、乙は、乙に貸借権の設定等する者（以下「甲」という。）の指定する口座に1年間分の借賃を支払う。

イ 甲と丙が借賃の直接授受の場合は、別に定めるところによる。

(3) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、（2）に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲、乙及び丙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(4) 借賃の改訂

ア この農用地利用集積等促進計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙、丙が協議して定める額に改訂する。

イ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙又は丙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額される。この場合において、借賃の減額時期は、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、甲、乙及び丙が協議のうえ、定めることができる。

(5) 境界の明示

甲は、当該土地に設定する権利の始期までに、隣地との境界を明らかにする。

(6) 転貸又は譲渡

丙は、本計画により権利の設定若しくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

(7) 遅延損害金

ア 丙は、（3）により支払を猶予した場合を除き、（2）アに定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、鳥取県延滞金徴収条例（昭和27年鳥取県条例第45号）第3条の規定に準じて計算して得た額とする。

ウ 借賃の受渡を甲及び丙が直接行う場合は、借賃に関する債権及び債務は甲と丙の間で存在し乙は一切の債権及び債務を有さず、借賃の未払及び遅延損害等借賃授受に係る問題が生じた場合は甲と丙で解決することとし、乙は関与しないものとする。

(8) 修繕及び改良

ア 乙、丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において甲が当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で乙及び甲の同意を得たときは、丙が修繕することができる。この場合において、丙が修繕の費用を支出したときは、乙と協議のうえ甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 丙は、乙及び甲の同意無く、当該土地の改良及び盛土（客土を含む）、中畔の撤去等の形質を変更、構造物の撤去をしてはならない。（ただし、排水対策等の為の明渠の設置は除く。）

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、甲、丙が別途定めるところによるほかは、民法、土地改良法等の法令に従う。

(9) 附属物の設置等

ア 丙が当該土地に附属物の設置を行うことについて、事前に甲及び乙の同意を得なければならない。

イ アに基づき丙が附属物を設置した場合において、貸貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を収去する義務は丙が負い、収去に要した経費も丙の負担とする。ただし、甲及び乙が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、丙は収去の義務を負わない。

ウ 権利の存続期間が満了するときは、丙は、その満了の日までに、当該土地を現状に回復する。ただし、附属物を収去しないことへの同意が得られている場合又は当該土地に生じた形質の変更が災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為若しくは当該土地の通常の利用によるものである場合においては、乙及び丙は、原状回復の義務を負わない。

(10) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、甲が負担する。

イ 当該土地に係る農業灾害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、丙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、甲、丙が別途定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、丙の負担とする。

(11) 貸借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、乙及び丙並びに甲の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転された貸借権又は使用貸借権は消滅する。

(12) 当該土地の返還

貸借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、丙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 貸借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

甲、乙及び丙は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、丙及び鳥取県が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 権利取得者の責務

ア 丙は、この農用地利用集積等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙が報告を求めた場合、丙は、農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定により、貸借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、乙に報告しなければならない。

(15) 機構関連事業について

当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。"

(16) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び内容に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定める。